

高梁川漁業協同組合内共第 11 号

第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、高梁川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 11 号第 5 種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁業区域」という。）においてこの組合の組合員以外の者が行う当該漁業権の対象となっている別表第 1 の水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

- 第 2 条 この漁業区域で、別表第 7 の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、同表右欄の遊漁料を納付しなければならない。
- 2 この漁業区域で、別表第 7 の特等及び 1 等のカニ罟の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ様式第 1 号の遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。
- 3 組合は別表第 2 の基準に基づき審査し、当該水産動物の採捕又は漁業調整上支障があると認められたときを除き当該申請を承認するものとする。

(漁具漁法の制限・禁止)

- 第 3 条 岡山県内水面漁業調整規則に定めるもののほか、次に掲げる漁具又は漁法によって遊漁をしてはならない。
1. 水中に電流を通じてする漁法
 2. びんつけ（類似製のもの及び鯉ろを含む）
 3. 石蔵、てこはね、せきほし
 4. 石うち、げんのうち、水底つき及び強力な光又は石油等をもって水面に火を放つ等魚族を威嚇してとる方法
 5. ヘッドランプ等照明を用いて行う視水器漁業
 6. 定置漁業に類似の漁法（カニ罟口径 72 センチメートル以下のもので垣の長さ 10 メートル以内のものは除く。）
 7. 有毒、有害物を使用する漁法
 8. 水中ほこつき（一名水鉄砲）その他人力以外の機械力を使用している漁法
 9. アクアラングを使用して行う漁法
 10. 動力船を用いて行う各種漁法
 11. カニかご漁具による漁法
 12. うなぎ筒つけにあっては、川の中に杭等で漁具を固定して設置する漁法、親網で複数個連続して設置する漁法

(従業者の制限)

- 第 4 条 別表第 3 の左欄に掲げる漁具、漁法で遊漁をする場合の補助員は、右欄に掲げる員数以内でなければならない。
- 2 補助員は、1 等以上の遊漁承認証を有する者でなければならない。

(遊漁期間)

第5条 別表第4の左欄に掲げる漁法で遊漁する者は、それぞれの右欄に掲げる期間内でなければならない。

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず別表第5のア欄に掲げる区域については、それぞれイ欄の期間中はウ欄の水産動物の遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第7条 別表第6のア欄に掲げる魚種においては、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 別表第7に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合は、同表の遊漁料を高梁市鉄砲町52番地高梁川漁業協同組合事務所及び組合が公示した場所において納付するものとする。

- 2 特等以外の遊漁をするものが遊漁する場所において漁場監視員に納付する遊漁料は別表第7の料金とする。
- 3 特等遊漁料を納付した者は1等以下の遊漁を、1等の遊漁料を納付した者は2等の遊漁も行うことができる。
- 4 中学生は別表第7の左欄に掲げる遊漁料の2分の1とし、小学生は無料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項及び第8条の遊漁料の納付を受けたときは、様式第2号から様式第4号までの該当遊漁承認証を交付する。

- 2 遊漁承認証は、これを他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則施行に関して指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は様式第5号の漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ以後、この者の遊漁を拒絶することができる。

- 2 前項の場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。なお実情に応じ相当の賠償及び漁具の没収をすることができる。

附 則

- (1) この規則は知事の認可のあった日（平成 26 年 1 月 1 日）から適用する。
- (2) この規則は知事の認可のあった日（平成 年 月 日）から適用する。
- (3) 変更後の第 6 条の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1

漁業権の対象となる水産動物
あゆ、うなぎ、こい、ふな、もくずがに、すっぽん、はえ

別表第 2

漁具漁法	資 格
こい囲刺網 立切網 あゆ刺網 雑刺網 う縄 う竿 視水器かけ カニ筈	当該漁業の経験を有する者、又は組合の定めるところに従い連続して3年以上遊漁を行っている者で組合が適当と認めた者

別表第 3

漁 具 漁 法	補 助 員
こい 囲 刺 網	5 人
う 縄	3 人
立切網、狩刺網、刺網、投網、う竿	2 人
おい 投 網 、 夜 ぼ り	1 人

別表第 4

漁 法	期 間
刺 網	7月15日17時から 11月30日まで
雑 刺 網	7月15日17時から 翌年4月30日まで
視水器かけ	7月1日から 12月31日まで
う 縄	7月15日17時から 11月30日まで
うなぎかごつけ	6月1日から 9月30日までこと。 但し、期間内に漁具を撤去すること。
うなぎ筒つけ	6月1日から 9月30日まで 但し、期間内に漁具を撤去すること。
う 竿	4月1日から 11月30日まで
あ ゆ 釣	6月1日から12月31日までの間で 組合が毎年公示する期間
狩 刺 網	8月1日から 9月30日まで
待 網	7月15日17時から 9月30日まで
すっぽん漁業	7月1日から 翌年4月30日まで
かに漁業 (カニ筈)	10月1日から 翌年2月末日まで 但し、期間内に施設を撤去すること。
あゆ投網	7月15日17時から 11月30日まで

別表第 5

ア 禁止区域	イ 禁止期間	ウ 水産動物
高梁川筋 倉敷市酒津八ヶ郷用水取水口堰下流端から 下流 1,000 メートルの区域	10 月 1 日から 10 月 31 日まで	全魚種
高梁川筋 総社市湛井堰上流端から上流 100 メートル 下流 100 メートルの区域	3 月 1 日から 10 月 31 日まで	全魚種
高梁川筋) 倉敷市玉島上成地先潮止めえん堤下流端か ら上流 250 メートルの区域	3 月 1 日から 10 月 31 日まで	全魚種
高梁川筋 高梁市川面町 119-8 地先及び高梁市高倉町田 井 1398-1 地先に組合が設置した標識を見通し た線から上流、高梁市川面町 377-1 地先及び高 梁市高倉町田井 1467-5 地先に組合が設置した 標識を見通した線までの区域	組合が毎年公示する 期日から 9 月 30 日ま で 但し、あゆ友釣りは 除く。	あゆを除く全 魚種
高梁川筋 高梁市川面町野瀬広瀬先分地先及び高梁市高 倉町飯部 3433 地先に組合が設置した標識を見 通した線から上流、高梁市川面町 3828 地先及 び高梁市高倉町飯部 3503 地先御鋒神社下流 10 メートルに組合が設置した標識を見通した線 までの区域		
高梁川筋 倉敷市水江地先の倉敷大橋下流端から上流 220 メートル、下流 350 メートルの区域	10 月 1 日から 10 月 31 日まで	あゆ

別表第 6

ア 魚 種	イ 全 長
う な ぎ	全長 20 センチメートル
こ い	全長 15 センチメートル
す っ ぽ ん	甲長 10 センチメートル

別表第7

等 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料	
		年 間 料 金	1 日 料 金
特 等	あゆ刺網 雑刺網 こい囲刺網 立切網 う 縄 う 竿 視水器かけ	20,000円	
1 等	待 網 た も あゆ釣 うなぎかごつけ うなぎ筒つけ あゆさぐり 夜 ぼ り つ け 針 カ ニ 釜 すっぽん漁業 投 網 あゆ投網	8,000円	1,700円 但し あゆ投網1日 料金2,000円
2 等	竿釣（あゆを除く）	1,700円	400円

様式第1号

遊 漁 承 認 申 請 書	
下記のとおり遊漁をしたいので遊漁規則第2条第2項の規定により承認下さるよう願います。	
年 月 日	
高梁川漁業協同組合 殿	
	住所 氏名
記	
1.	漁具、漁法
2.	魚 種
3.	遊漁協区域
4.	遊漁期間

様式第2号 (表)

年度		特等遊漁承認証	
発行日	年 月 日		
遊漁者	住所	市 町	番地
	氏名	(才)	
承認期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
遊漁区域	内共第11号第5種共同漁業権の区域		
等級・遊漁料	特等 ・ 20,000円		
漁具・漁法	あゆ刺網、雑刺網、こい囲刺網、立切網、う縄、う竿、 視水器かけの外1等以下の遊漁		
注意事項	◎承認証を紛失されても再発行はいたしません。 ◎カニ笠は別に承認を受けなければ操業できません。		
発行者	上記のとおり承認します。 高梁川漁業協同組合 ㊤		

様式第2号 (裏)

◎遊漁者が守るべき事項

1. 漁業期間

- あゆ釣 6月1日から12月31日までの間で組合が毎年公示する期間
- あゆ刺網 7月15日17時から11月30日まで
- 雑刺網 7月15日17時から翌年4月30日まで
- うなぎかごつけ 6月1日から9月30日まで
(但し、期間内に漁具を撤去すること。)
- うなぎ筒つけ 6月1日から9月30日まで
(但し、期間内に漁具を撤去すること。)
- う縄 7月15日17時から11月30日まで
- 狩刺網 8月1日から9月30日まで
- 待網 7月15日17時から9月30日まで
- すっぽん漁業 7月1日から翌年4月30日まで
- かに漁業 10月1日から翌年2月末日まで
(カニ笠) (但し漁期内に施設を撤去すること。)
- あゆ投網 7月15日17時から11月30日まで

2. 禁止事項

- (1) 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。
- (2) 禁止の漁具、漁法で遊漁をしてはならない。(規則第3条)
- (3) 遊漁者は互いに適当な間隔を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁中は必ず本証を携帯しなければならない。
- (5) 本証は他人に貸与してはならない。
- (6) 漁場監視員から遊漁承認証の呈示を求められた場合は提示しなければならない。
- (7) このほか遊漁に関する法令並びに規則を守らねばならない。
- (8) 動力船を用いて遊漁をしてはならない。

3. 発行者印のないものは無効である。

様式第 3 号 (表)

年度		1 等 遊 漁 承 認 証	
発 行 日		年 月 日	
遊 漁 者	住 所	市 町	番地
	氏 名	(才)	
承 認 期 間		自 年 月 日	至 年 月 日
遊 漁 区 域		内共第 11 号第 5 種共同漁業権の区域	
等 級・遊 漁 料		1 等 ・ 8, 0 0 0 円	
漁 具・漁 法		待網、たも網、あゆ釣、うなぎかごつけ、うなぎ筒つけ、あゆさぐり、夜ぼり、つけ針、すっぽん漁業、投網、カニ筈、この外 2 等の遊漁	
注 意 事 項		◎承認証を紛失されても再発行はいたしません。 ◎カニ筈は別に承認を受けなければ操業できません。	
発 行 者		上記のとおり承認します。 高梁川漁業協同組合 ㊤	

様式第 3 号 (裏)

<p>◎遊漁者が守るべき事項</p> <p>1. 漁 業 期 間</p> <p>あ ゆ 釣 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間で組合が毎年公示する期間 うなぎかごつけ 6 月 1 日から 9 月 30 日まで (但し、期間内に漁具を撤去すること。)</p> <p>うなぎ筒つけ 6 月 1 日から 9 月 30 日まで (但し、期間内に漁具を撤去すること。)</p> <p>待 網 7 月 15 日 17 時から 9 月 30 日まで すっぽん漁業 7 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで かに 漁 業 10 月 1 日から翌年 2 月末日まで (カニ筈) (但し漁期内に施設を撤去すること。)</p> <p>あゆ投網 7 月 15 日 17 時から 11 月 30 日まで</p> <p>2. 注 意 事 項</p> <p>(1) 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。 (2) 禁止の漁具、漁法で遊漁をしてはならない。(規則第 3 条) (3) 遊漁者は互いに適当な間隔を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 (4) 遊漁中は必ず本証を携帯しなければならない。 (5) 本証は他人に貸与してはならない。 (6) 漁場監視員から遊漁承認証の呈示を求められた場合は提示しなければならない。 (7) このほか遊漁に関する法令並びに規則を守らねばならない。 (8) 動力船を用いて遊漁をしてはならない。</p> <p>3. 発行者印のないものは無効である。</p>

様式第 4 号 (表)

年度		2 等		遊 漁 承 認 証	
発 行 日		年 月 日			
遊 漁 者	住 所	市 町		番 地	
	氏 名	(才)			
承 認 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日			
漁 業 区 域		内共第 11 号第 5 種共同漁業権の区域			
等 級・遊 漁 料		2 等 ・ 1, 700 円			
漁 具・漁 法		竿釣 (あゆを除く)			
注 意 事 項		◎承認証を紛失されても再発行いたしません。			
発 行 者		上記のとおり承認します。 高梁川漁業協同組合 ㊤			

様式第 4 号 (裏)

禁止区域等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 倉敷市酒津八ヶ郷用水取水口堰下流端から下流 1,000m の区域 (禁止期間：10 月 1 日～10 月 31 日まで) (全魚種) 2. 総社市湛井堰上流端から上流 100m 下流 100m の区域 (禁止期間：3 月 1 日～10 月 31 日まで) (全魚種) 3. 倉敷市玉島上成地先潮止めえん堤下流端から上流 250m の区域 (禁止期間：3 月 1 日～10 月 31 日まで) (全魚種) 4. アユ友釣り専用区域 2 箇所 <ol style="list-style-type: none"> ① 高梁市川面町 119-8 地先及び高梁市高倉町田井 1398-1 地先に組合が設置した標識を見通した線から上流、高梁市川面町 377-1 地先及び高梁市高倉町田井 1467-5 地先に組合が設置した標識を見通した線までの区域 ② 高梁市川面町野瀬広瀬先分地先及び高梁市高倉町飯部 3433 地先に組合が設置した標識を見通した線から上流、高梁市川面町 3828 地先及び高梁市高倉町飯部 3503 地先御鋒神社下流 10 メートルに組合が設置した標識を見通した線までの区域 (禁止期間：6 月 15 日～9 月 30 日まで (あゆ友釣を除く。)) 5. 倉敷市水江地先の倉敷大橋下流端から上流 220 メートル、下流 350 メートルの区域 (禁止期間：10 月 1 日～10 月 31 日) (あゆ)
-------	--

◎遊漁者が守るべき事項

1. 注意事項

- (1) 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。
- (2) 禁止の漁具、漁法で遊漁をしてはならない。(規則第3条)
- (3) 遊漁者は互いに適当な間隔を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁中は必ず本証を携帯しなければならない。
- (5) 本証は他人に貸与してはならない。
- (6) 漁場監視員から遊漁承認証の呈示を求められた場合は提示しなければならない。
- (7) このほか遊漁に関する法令並びに規則を守らねばならない。
- (8) 動力船を用いて遊漁をしてはならない。

2. 発行者印のないものは無効である。

様式第5号

年度 漁場監視員証	
下記の者は当組合の監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
有効期間	年 月 日まで
注意事項	1. 服務中はこれを携帯していなければならない。 2. 漁業者又は遊漁者について漁具、漁法、魚種等を調べようとするときは漁場監視員証を提示しなければならない。
発行日	年 月 日
発行者	高梁川漁業協同組合 代表理事組合長 ㊟